

「湖西市休業等協力要請」について

1. 協力要請期間

2020 年 4 月 21 日（火）～5 月 6 日（水）までとします。

2. 協力要請範囲

湖西市内全域とします。

3. 協力要請内容及び対象施設

※要請内容及び対象施設については、原則、愛知県が実施する休業協力要請に倣うこととするため、下記対象施設には湖西市内に存在しない施設も記載されています。

(1) 休業による協力を要請する施設

休業とは、施設の使用停止及び催物の開催を停止する行為を指します。

施設の種類	内訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場、競艇場外発売所、ライブハウス 等
運動施設・遊戯施設 ※屋外施設は対象外 ※観客席部分については対象	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ等の運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
大学・学習塾等 ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等 【床面積の合計が 1,000 ㎡超に限る】	博物館、美術館、図書館
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（ただし、集会の用に供する部分に限る。）
商業施設 【床面積の合計が 1,000 ㎡超に限る】	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

(2) 営業時間の短縮による協力を要請する施設

営業時間の短縮とは、営業日において 20 時から翌日の 5 時までの夜間時間帯の営業を短縮することにより取りやめる行為及び酒類の提供を行う店舗においては、酒類の提供を 19 時までとし、以降 20 時までには提供しない行為を指します。

施設の種類	内訳
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配、テイクアウトサービスを除く。）

以上